

豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事に係る
客観的な評価の結果について（事業者選定内容に基づく評価）

豊中市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 8 条第 1 項の規定により、豊中市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を選定しましたので、同法第 11 条第 1 項の規定により、客観的な評価の結果を公表します。

令和 6 年（2024 年）10 月 4 日

豊中市長 長内 繁樹

1. 優先交渉権者決定までの経緯

本事業を実施する民間事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行うこととし、令和 6 年（2024 年）3 月 12 日付で募集要項等の公表を行ったところ、2 グループから提案書類の提出がありました。

豊中市公民連携手法による公共施設整備等選定委員会（豊中市小・中学校屋内運動場空調設備整備事業者選定部会）での審査基準書に基づいて審査した結果を踏まえ、本市は柳生設備(株)を代表企業とする柳生設備グループを優先交渉権者として決定しました。

2. 優先交渉権者

グループ名	柳生設備株式会社を代表企業とする企業グループ（柳生設備グループ）	
構成企業	代表企業	柳生設備株式会社
	構成企業	オーディーエー株式会社
	協力企業	株式会社創英設計 サンテクノサービス株式会社 パナソニック産機システムズ株式会社
代表企業所在地	大阪市北区南森町二丁目 4 番 3 2 号	
代表企業代表者	代表取締役 福地 文雄	
提案金額（税込）	4, 305, 383, 500 円	

3. 財政負担額の比較

本事業について、本市が自ら実施する場合の財政負担見込額と、民間事業者選定の内容に基づく P F I 事業として実施する場合の市の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較しました。

この結果、本事業を本市自ら実施する場合に比べ、P F I 事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 6.3%軽減されるものと見込まれます。